

第 13 号

熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年6月6日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例

熊本県立総合体育館条例（昭和57年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「1,030円」を「1,160円」に、「465円」を「530円」に、「1,410円」を「1,590円」に、「640円」を「720円」に、「510円」を「580円」に、「235円」を「270円」に、「890円」を「1,000円」に、「410円」を「460円」に、「300円」を「340円」に、「135円」を「160円」に、「180円」を「210円」に、「85円」を「100円」に、「90円」を「100円」に、「130円」を「150円」に、「290円」を「330円」に、「900円」を「1,010円」に、「1,300円」を「1,460円」に、「2,860円」を「3,210円」に、「1,800円」を「2,020円」に、「4,070円」を「4,570円」に、「390円」を「440円」に、「175円」を「200円」に、「3,860円」を「4,330円」に、「1,750円」を「1,970円」に、「680円」を「770円」に、「310円」を「350円」に、「405円」を「460円」に、「1,540円」を「1,730円」に、「700円」を「790円」に、「1,980円」を「2,230円」に、「3,010円」を「3,380円」に、「2,010円」を「2,260円」に、「1,010円」を「1,140円」に、「670円」を「760円」に改める。

別表の2の表大体育室の項中「2,420円」を「2,720円」に、「10,120円」を「11,360円」に改め、同表中体育室の項中「1,910円」を「2,150円」に、「8,070円」を「9,060円」に改め、同項の次に次のように加える。

|      |                        |            |        |
|------|------------------------|------------|--------|
| 小体育室 | アマチュアスポーツに使用する<br>場合   | 1時間までごとにつき | 2,100円 |
|      | アマチュアスポーツ以外に使用する<br>場合 | 1時間までごとにつき | 8,820円 |

別表2の表室内温水プールの項中「2,690円」を「3,020円」に、「3,410円」を「3,830円」に改め、同表照明設備の項中「3,740円」を「4,200円」に、「1,980円」を「2,230円」に、「1,320円」を「1,490円」に、「660円」を「740円」に、「440円」を「500円」に改め、同表大体育室

冷暖房設備の項中「１１，０００円」を「１２，３５０円」に改め、同表大型映像装置Ａの項及び大型映像装置Ｂの項中「１，１３０円」を「１，２３０円」に改める。

附 則

- １ この条例は、令和８年４月１日から施行する。
- ２ 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

熊本県立総合体育館の施設及び設備使用料の算定に係る経費単価の見直し等に伴い、使用料の額を改定する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。